

広島県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年六月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市七曲西城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市新市町大字常一七五六番一地从先から 福山市新市町大字常一八一〇番一地从先まで			一二・一〇 一一・五〇	八八・〇〇	
			一二・一〇 一一・一〇	八八・〇〇	拡幅